

平和作戦における軍事力の機能に関する一考察 — シエラレオネへの介入を事例として —

大西 健

はじめに

今日の平和作戦¹においては、軍事力が物理的強制力というその本来的な機能を発揮することが求められるようになってきている。その背景としては、実質的に戦闘が継続中の状況に直面する平和作戦部隊が増えてきていることが指摘できる。紛争当事者からの協力が得られない環境下で活動するためには、平和作戦部隊も自身の身を守り、また任務を遂行するために軍事力を行使する必要に迫られることがある。しかし軍事力の物理的強制力としての機能は様々な形で発揮可能であり、平和作戦を成功裏に実施していくためには、軍事力をどのように用いることが効果的であるのかについて、知見を積み重ねることが重要である。

そこで本稿はそうした知見蓄積の一助とするため、シエラレオネにおける平和作戦を事例として取り上げ、本平和作戦においては具体的にどのような形で、軍事力の物理的強制力としての機能が発揮されていたのかについて考察する。シエラレオネでは長期間にわたり深刻な内戦が続き、その過程では、ナイジェリアを中心とする西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS) の停戦監視団 (ECOWAS Ceasefire Monitoring Group: ECOMOG)、国連、そしてイギリスが介入した。シエラレオネでは幾度も和平合意が結ばれながらそれが崩壊しており、国連平和維持活動 (peacekeeping operation: PKO) である国連シエラレオネ・ミッション (United Nations Mission in Sierra Leone: UNAMSIL) が展開する根拠となったロメ和平合意もまた崩壊の危機に瀕していた。停戦合意を遵守しない反乱軍・革命統一戦線 (Revolutionary United Front: RUF) というスポイラー²が存在する中、UNAMSIL や英軍は、任務を遂行する中で武力を行使することとなった。本稿ではこれを跡付けると共に、軍事力の物理的強制力としての機能を4つに分類する視点から分析を加える。

1 平和作戦とは、冷戦中に麻痺した集団安全保障の補完として考案された活動であるPKOに加え、冷戦終結後に内戦への介入を念頭に構想された平和強制や平和構築といった、紛争の解決と復興を目的として要員を展開する国際社会による活動の総称である。

2 スポイラーとは、「和平合意が自らの権力や利益を脅かすと考えており、それゆえに和平合意を妨害しようとする個人または集団」を指す。United Nations Department of Peacekeeping Operations (UNDPKO) and Department of Field Support, *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines*, UNDPKO, 2008, p. 43n21.

まず第 1 節では、平和作戦において軍事力に期待される機能について整理する。ここでは伝統的 PKO と近年の平和作戦との違いを確認した後、近年の平和作戦で発揮されるようになっている軍事力の物理的強制力としての機能を 4 類型に整理する。続く第 2 節では、シエラレオネにおける平和作戦の推移を概観すると共に、UNAMSIL や英軍による武力行使を跡付ける。最後に第 3 節では、第 2 節で概観した UNAMSIL と英軍それぞれの軍事力の用い方を第 1 節における考察を踏まえながら整理し、RUF に対して停戦と武装解除を受け入れさせる上でどのような役割を果たしていたかについて評価する。

1 平和作戦における軍事力の機能

平和作戦には当初から軍が用いられてきたが、軍に期待される機能は伝統的 PKO と近年のより複雑な平和作戦では大きく異なっている。伝統的 PKO は、紛争当事者の活動への同意、中立の維持、必要最小限の武力行使という 3 原則に基づき活動する。伝統的 PKO はその展開に対する紛争当事者の同意と活動への協力を前提としており、強制力を伴う活動ではない。そのため、軍を展開する活動でありながら、自衛の場合を除いて軍事力の行使は基本的に想定されていない。しかし、PKO 部隊であっても自衛のために武力を行使することは可能である。したがって、基本的には武力を用いない活動でありながら軽武装の軍部隊が活用されるのは、そこにある程度の抑止力の働きの期待されているものと考えられる³。

伝統的 PKO の主要な軍事目的は、紛争当事者間に設けられた緩衝地帯の占領と監視である。PKO 部隊には停戦違反を力づくで阻止するだけの力はないため、その展開によって期待される効果は主にその道義的地位による抑止効果である。緩衝地帯の占領に期待される効果は、偶発的な衝突の発生防止と、大規模停戦ライン侵犯を感知することにある。また、中立的な部隊が存在することで、紛争当事者間の緊張を緩和し、本格的な和平交渉のための時間を確保することも企図されている。こうした伝統的 PKO の機能は、より小規模で個人レベルにおいて活動する停戦監視団のそれと本質的には変わらないといえる⁴。

一方、近年の複雑な平和作戦においては、介入する国際部隊が対応すべき問題は多岐にわたる。例としては、治安の維持と回復、紛争当事者の武装解除、紛争によって引き起こされる人道危機の回避と対応、そして国家建設などを挙げることができる。伝統的 PKO

3 Trevor Findlay, *The Use of Force in UN Peace Operations*, Oxford University Press, 2002, pp. 18-19.

4 John Hillen, *Blue Helmets: The Strategy of UN Military Operations*, 2nd ed., Brassey's, 2000, pp. 22, 51, 102-104, 107.

の停戦監視が現状維持を目的とした任務であったのに対し、近年の平和作戦に与えられる治安の回復や紛争当事者の武装解除、国家建設といった任務は、現状を積極的に変化させる性質を持っており、平和作戦部隊の側が能動的に行動する必要がある。

さらに、平和作戦部隊はこうした任務を、紛争当事者からの同意が脆弱か、あるいは存在しない環境で実施せざるをえなくなることが多くなっている。すべての紛争当事者が和平や平和作戦部隊の活動を望ましく思っているわけではなく、暴力を用いても和平を妨害しようとするスポイラーが存在する環境で、時には現状を維持するだけでなく、現状を変更する任務を遂行するためには、平和作戦部隊の軍事力には伝統的 PKO とは異なる機能が期待される。すなわち、軍事力をより本来的な機能である物理的強制力として使用することが必要になると考えられる。さしあたり和平が維持されている状況に平和作戦部隊が展開するのであれば、平和作戦部隊は和平を守るためにスポイラーの攻撃に対抗する必要がある。また、スポイラーの活動によって実質的に和平が崩壊したり、紛争が再開したりした場合には、平和作戦部隊が能動的に行動し、紛争の継続という現状を変更して再度停戦・和平が実現するよう、積極的にスポイラーに働きかける必要がある。

軍事力の物理的強制力としての機能は、大きく4つに分類することができる。すなわち、軍事的な能力を背景として、平和作戦部隊自身や人道支援活動団体、さらには現地の非武装民間人などへの攻撃を思いとどまらせる「抑止」(deterrence)、その抑止が破れた場合に、スポイラーの攻撃から自身や防護対象を守るために実際に武力を行使する「防御」(defense)、スポイラーに対し、有害な行動を止めて和平合意の遵守や武装解除といった国際社会にとって望ましい行動をとるように、武力行使の脅しや限定的な武力行使によって圧力をかける「強要」(compellence)、そして直接的にスポイラーを粉砕・排除するために武力を行使する「攻撃」(offense) である⁵。

この4つの機能のうち、前二者については現状の維持を目的としており、現状を変えようとする相手側の行動への対応が企図されていることから、その性質は受動的なものといえる。伝統的 PKO の時代から平和作戦部隊についても自衛のために武力を行使することは可能であり、こうした受動的な形態での軍事力の使用は従来の平和作戦と比べて大きな変化ではないということもできる。しかし既述の通り、伝統的 PKO はその活動に対する紛争当事者の同意と協力を前提としており、基本的に武力行使を想定していなかった一方、近年の内戦環境への介入においては、平和作戦部隊がスポイラーによる積極的な妨害に直面するようになっている。そのため、平和作戦部隊自身や防護対象への攻撃を抑止し、それ

5 Taylor B. Seybolt, *Humanitarian Military Intervention: The Conditions for Success and Failure*, Oxford University Press, 2008, pp. 39-43.

が破れた場合に実際に抵抗するという物理的強制力の形で、軍事力を用いることが平和作戦部隊により期待されるようになってきている。さらに、先の 4 つの機能のうちの後二者については、現状が国際社会にとって望ましくなく、その現状を変えるために平和作戦部隊の側から積極的に圧力をかける形となる。すなわち、強要および攻撃の性質は能動的なものであるといえる。こうした能動的な軍事力の活用は、非強制的な活動として展開されてきた伝統的 PKO からは大きな変化であるといえることができる。

このように、スポイラーが存在する環境下で活動する近年の平和作戦においてはその任務の遂行にあたり、物理的強制力という軍事力のより本来的な機能の発揮が期待されるようになってきている。さらに、その物理的強制力の中でも抑止や防御といった受動的な形態だけでなく、強要や攻撃といった能動的な形態においてもその機能を発揮することが求められるようになってきている。

2 シエラレオネ内戦と国際社会の介入

本節では、ロメ和平合意後にシエラレオネに展開して活動した UNAMSIL および英軍に注目し、その武力行使を跡付ける。1991 年に内戦に突入して以降、シエラレオネでは和平の締結・崩壊とクーデターが繰り返されてきた。この流れを断ち切るべく、1999 年に締結されたロメ和平合意では、和平の履行を監督するために国連 PKO として UNAMSIL が展開することとなった。しかし依然として現地の状況は不安定であり、2000 年 5 月に入ると和平を尊重していなかった RUF が UNAMSIL に攻撃を加え、多数の PKO 要員を拘束したため、UNAMSIL は崩壊の危機に直面する。この状況を受けて、英軍がシエラレオネに介入し、これをきっかけに UNAMSIL も体制を立て直す。その後、シエラレオネ政府軍 (Sierra Leone Army: SLA) の攻撃や、ギニア軍との戦闘、RUF の収入源であった違法ダイヤモンドの取り締まり強化といった圧力も加わり、RUF はアブジャにおいて新たな和平合意を受け入れ、ついに武装解除された。

概略以上のように推移したシエラレオネ内戦について、以下の各項ではロメ和平合意締結まで、5 月危機以前の UNAMSIL、5 月危機、英軍の介入、5 月危機以後の UNAMSIL、紛争終結への流れをそれぞれ概観する。そして UNAMSIL と英軍については、それぞれどのような目的・任務を持っており、どのような形で武力を行使したのか跡付けることとする。

(1) ロメ和平合意までの背景

イギリスの植民地であったシエラレオネは1961年に独立した。独立当初は西欧式の多党制を採用していたが、1970年代以降は政権を握った全人民会議（All People's Congress: APC）の一党独裁体制下にあった。1991年、隣国リベリアのチャールズ・テイラー（Charles Taylor）大統領に支援されたフォディ・サンコー（Foday Sankoh）率いるRUFがAPC政権打倒を掲げてシエラレオネ政府に対する攻撃を開始し、シエラレオネは内戦に突入した。RUFはダイヤモンド産出地帯を支配下に置くと共に、民間人に対して虐殺や略奪といった暴力をふるっていった。RUFに対抗すべく送り込まれたSLAについてもその士気と規律は崩壊しており、RUFにまじり民間人に対して暴力と略奪を加えていた。そのため、各地域の民間人は市民防衛軍（Civil Defence Force: CDF）を結成し、RUFとSLAの暴力から自衛していた⁶。

こうした状況の中、1992年4月にはSLAの一部がAPC政権に反旗を翻しクーデターを実施し、ヴァレンタイン・ストラッサー（Valentine Strasser）大尉率いる軍事政権、国家暫定統治評議会（National Provisional Ruling Council: NPRC）が成立する。NPRCに対しては国内外から選挙を実施して民政移管するよう圧力がかかった。そのため、1993年11月にストラッサー政権は民政移管プログラムを発表する。その後1996年1月にはNPRC内でクーデターが発生し、ストラッサーに代わりジュリアス・ビオ（Julius Bio）が首班となった。選挙に反対するRUFは選挙を妨害すべく、それまでの暴力に加えて、人々が投票できなくなるようにするため、人々の手を切り落とすという残虐極まりない形で暴力をふるった。しかし選挙は予定通りに実施され、アフマド・カバ（Ahmad Kabbah）が新大統領に選出された⁷。

その後も内戦は続き、政府が契約した民間軍事会社やCDFとRUFの戦闘が続いた。1996年11月には政府とRUFの間にアビジャン和平合意が結ばれ、民間軍事会社は撤退した。しかしその約半年後の1997年5月、SLAの一部とRUFが協同でクーデターを実施したことで、選挙で選ばれたカバ政権はわずか1年で転覆された。新たに成立した軍事政権は軍事革命評議会（Armed Forces Revolutionary Council: AFRC）を名乗り、ジョニー・コロマ（Johnny Koroma）を首班としてRUFと共同政権を打ち立てた⁸。

その後、ECOWASの仲介によって1997年10月にはコナクリ和平合意が結ばれ、軍事政権からの民政移管が協議される。しかしAFRC側は協議に真剣に取り組まなかった。

6 Arthur Abraham, "Dancing with the Chameleon: Sierra Leone and the Elusive Quest for Peace," *Journal of Contemporary African Studies*, Vol. 19, No. 2, July 2001, pp. 205-209.

7 Ibid., pp. 209-212.

8 Ibid., pp. 213-215.

そのため、カバ政権を支持していたナイジェリアを中心とする ECOMOG が全面的にシエラレオネに介入し、1998 年 2 月に AFRC を首都フリータウンから放逐した。これにより、翌 3 月にカバ政権がフリータウンに復帰した⁹。これを受けて、同年の 7 月には国連の非武装軍事監視団として国連シエラレオネ監視団 (United Nations Observer Mission in Sierra Leone: UNOMSIL) が設置されている¹⁰。

しかし、またも 1999 年 1 月、AFRC/RUF はフリータウンを奇襲し、フリータウンを大混乱に陥れた。当初 ECOMOG は AFRC/RUF の攻撃を食い止めることができず、フリータウンでは略奪と破壊が展開された。やがてナイジェリアの増援を得た ECOMOG は反撃に転じ、フリータウンから AFRC/RUF を再度放逐することに成功したが、この 1999 年 1 月の戦闘では ECOMOG および AFRC/RUF の双方に加え、フリータウン市民に多大な犠牲を強いることとなった¹¹。

フリータウンから AFRC/RUF を放逐することに成功した ECOMOG であったが、その任務はフリータウンにカバ政権を復帰させることであり、内陸部にまで AFRC/RUF を追撃してこれを打倒することはできなかった¹²。そのため、カバ政権と AFRC/RUF の双方が国際社会からの圧力を受けて、1999 年 5 月に停戦に合意して和平交渉に臨み、7 月にロメ和平合意が調印された¹³。この和平合意では停戦のほか、カバ政権がサンコーをはじめとする RUF 要人に政府ポストを提供することで共同政権を樹立することや、RUF や CDF および SLA を含むすべての紛争当事者の武装解除などが定められていた。そして UNOMSIL および ECOMOG に対しては、和平合意において両者が担うと規定された役割を果たせるよう、任務を変更することを求めていた¹⁴。

(2) UNAMSIL (初期) の目的と活動

ロメ和平合意の締結を受けて、国連安保理では 1999 年 10 月 22 日に安保理決議 1270 が採択され、UNOMSIL を発展的に解消する国連 PKO として UNAMSIL が設立された。

9 Ibid., pp. 216-217.

10 Funmi Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone: The Story of UNAMSIL*, Lynne Rienner Publishers, 2008, pp. 24-25.

11 Larry J. Woods and Timothy R. Reese, *Military Interventions in Sierra Leone: Lessons from a Failed State*, Combat Studies Institute Press, 2008, pp. 46-47.

12 Ibid., p. 47.

13 Abraham, "Dancing with the Chameleon," pp. 219-220.

14 "Peace Agreement between the Government of Sierra Leone and the Revolutionary United Front of Sierra Leone," Annex to United Nations, "Letter Dated 12 July 1999 from the Chargé D'Affaires ad Interim of the Permanent Mission of Togo to the United Nations Addressed to the President of the Security Council," UN Doc. S/1999/777, July 12, 1999.

安保理決議 1270 において規定された UNAMSIL の任務

- ① シエラレオネ政府および他の和平合意当事者と、和平合意の履行で協力すること。
- ② DDR 計画の履行において、シエラレオネ政府を支援すること。
- ③ この目的のため、武装解除・受け入れセンターや動員解除センターを含む、シエラレオネ全土の主要な地点にプレゼンスを確立すること。
- ④ 国連の人員の安全と移動の自由を確保すること。
- ⑤ 1999 年 5 月 18 日の停戦合意の履行を、同合意において定められた枠組みを通じて監視すること。
- ⑥ 当事者に信頼醸成メカニズムを構築するよう促し、その運用を支援すること。
- ⑦ 人道支援の配布を促進すること。
- ⑧ 事務総長特別代表およびそのスタッフ、人権担当職員、民事担当職員を含む、国連文民職員の活動を支援すること。
- ⑨ 要請に従い、シエラレオネ憲法に従って実施される予定の選挙を支援すること。

(出所) United Nations Security Council, Resolution 1270, October 22, 1999.

事務総長特別代表はナイジェリアのオリエミ・アデニジ (Oluyemi Adeniji) が務め、軍事部門司令官にはインドのヴィジャイ・ジェットリー (Vijay Jetley) 少将、副司令官にはナイジェリアのモハメド・ガルバ (Mohammed Garba) 准将がそれぞれ就任した。UNAMSIL の主な任務は、和平合意の履行においてシエラレオネ政府を含む紛争当事者と協力し、また武装解除、動員解除、社会復帰 (disarmament, demobilization and reintegration: DDR) の履行を支援することであった。マンダートの履行にあたっては、国連憲章第 7 章の下に「UNAMSIL はその人員の安全と移動の自由を確保し、また能力と展開の範囲内において、物理的暴力の急迫する脅威にさらされている民間人を守るために必要な行動をとることができる」ことを定めている。その一方、和平合意に基づきフリータウンやルンギ空港を含め、ECOMOG が展開している地域については ECOMOG が引き続き治安を確保することとなっていた¹⁵。UNAMSIL の規模は軍事監視員 260 名を含む最大 6,000 名とされ、その主な構成は、ECOMOG から所属を変更して引き続き展開するナイジェリア部隊 3,000 名と、インド部隊 2,000 名、ギニア部隊 1,000 名となることが見込まれた¹⁶。

しかし 1999 年 12 月には、ナイジェリアのオルセグン・オバサンジョ (Olusegun Obasanjo) 大統領が地域諸国による平和維持に対する国際社会の支援のあまりの少なさへの失望を表明し、ECOMOG からのすべてのナイジェリア部隊の撤退加速を宣言した¹⁷。ECOMOG はナイジェリア中心で構成されていたため、これは実質的にシエラレオネに展開する国際部隊が 13,000 名の ECOMOG から 6,000 名の UNAMSIL へと規模が大きく縮

15 United Nations Security Council, Resolution 1270, October 22, 1999.

16 Lansana Gberie, *A Dirty War in West Africa: The RUF and the Destruction of Sierra Leone*, Indiana University Press, 2005, p. 162.

17 Ibid., p. 163.

安保理決議 1289 において追加された UNAMSIL の任務

- ① 重要な地点と政府施設、特にフリータウン、重要な交差点、ルンギを含む主要空港に安全を提供すること。
- ② 特定の主要道路に沿った、人、物、人道支援の自由な流れを促進すること。
- ③ すべての DDR サイトに安全を提供すること。
- ④ シェラレオネの法執行機関がその責任を果たすにあたり、共に展開する地域において、これと調整した支援すること。
- ⑤ 元戦闘員から集められた武器・弾薬やその他の軍事装備品を警護し、後のその廃棄と破壊を支援すること。

(出所) United Nations Security Council, Resolution 1289, February 7, 2000.

小することを意味していた¹⁸。

ECOMOG の部隊撤退加速を受けて、国連安保理では 2000 年 2 月 7 日に安保理決議 1289 が採択され、UNAMSIL の規模と任務が変更された。具体的には、UNAMSIL の規模を、軍事監視員 260 名を含め最大で 11,100 名まで拡大することとし、国連憲章第 7 章の下でフリータウンや主要空港、DDR サイトの安全確保といった任務を追加している。これらの任務は UNAMSIL の能力と展開の範囲内において遂行されるとされ、またその遂行にあたって必要な行動をとる権限を UNAMSIL に与えている。さらに先の決議と同様、自身の安全と移動の自由を確保し、またその能力と展開の範囲内において、急迫した暴力の脅威にさらされている民間人を防護するために、必要な行動をとることができるとしている¹⁹。

このように 2 つの安保理決議で定められた UNAMSIL の任務であったが、その中には武力を行使することが想定されている任務と、そうでない任務とが存在していた。例えば、和平合意履行支援や DDR 支援といった任務は現状変更を目指すものであるが、これらの任務は国連憲章第 7 章下で定められた任務とはなっていない。これらの任務については、紛争当事者が和平の履行や DDR に同意しているはずであったことからして、その遂行にあたって武力行使は想定されていなかったといえる。その一方で、国連憲章第 7 章の下に UNAMSIL は最初から自衛や非武装民間人防護を目的とする武力行使が可能であったことに加え、さらに安保理決議 1289 採択後には一部の治安維持機能まで担うことになり、武力を行使可能な範囲は広まっていた。UNAMSIL の展開時には停戦が成立していたことを考えると、自身や民間人の防護、重要地点や DDR サイトの安全確保といった任務に関しては、UNAMSIL の軍事力には現状を維持する抑止の役割が期待されていたといえる。しかし実際には、UNAMSIL に参加した部隊はマンデートを理解しておらず、戦闘に備えてい

18 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 46.

19 United Nations Security Council, Resolution 1289, February 7, 2000.

なかった²⁰。UNAMSIL は和平の維持と紛争当事者の協力、さらに当初は ECOMOG の協力も前提としており、ECOMOG の撤退が明らかになってからは、国連のみによってその穴埋めが可能と考えていた²¹。

しかし、RUF 側は和平を尊重していなかった。1999 年 11 月、もともとロメ合意に反対していた RUF 主要幹部の一人であるサム・ボッカーリー (Sam Bockarie) は、戦闘再開を宣言する。サンコーもまたロメ合意の和平プロセスには全くコミットしていなかった。サンコーは 2000 年 1 月にマケニに設置された UNAMSIL の武装解除センターを訪問し、PKO 部隊に暴言を吐いたのち、RUF 兵たちに武装解除するなど命じている²²。

そして 2000 年 1 月以降、UNAMSIL 部隊が武装勢力に攻撃され、拘束・武装解除される事態が続発した。1 月 10 日には、UNAMSIL と合流しようとしていたギニア部隊の車列が RUF によって武器・弾薬と装甲車を奪われた。1 月 14 日にはオクラ・ヒル地域において、ケニア大隊の要員が元 SLA 分子に待ち伏せされ、武装解除された。ケニア大隊の要員は、1 月 31 日にもマケニ付近において RUF に武器を奪われている。マケニの RUF は、1 月 18 日にも NGO を護衛していた ECOMOG 兵 14 名を拘束し、武装解除している。これらの事態を受けて、国連事務局と UNAMSIL 司令官ジェットリーは兵員提供国と部隊に対し、UNAMSIL のマンデートと交戦規定に従った行動と国連の基準に合った装備での展開を求めた²³。現地においても、ギニア部隊から奪取した武器を返却させるため、2 月 4 日に ECOMOG、UNAMSIL およびシエラレオネ政府の代表がサンコーと共にカマクウィーの RUF 拠点を訪問した。しかしサンコーは RUF 兵に対して武器の返却を強く指示せず、調査に訪れたただけであると述べた。さらにサンコーはフリータウンに戻ると、RUF は UNAMSIL から武器を奪う行為にはかかわっていないと主張した²⁴。

2 月 23 日には、インド大隊の車列がケネマからダルに向かって移動していたところ、重武装の RUF によって移動を妨害された。RUF 指導層は UNAMSIL の移動の自由を保証していたが、彼らは UNAMSIL 部隊のそれ以上の前進を認めなかった。インド軍部隊の車列にはガーナ大隊からの要員が増援として加わったが、2 日間にわたる対峙の後、UNAMSIL 部隊はケネマに引き上げた。同じく 23 日には、ペペル島のナイジェリア大隊地区において UNAMSIL パトロールと反乱軍の間に銃撃戦が生じた²⁵。

20 Gberie, *A Dirty War in West Africa*, pp. 164-165.

21 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, pp. 42, 49.

22 Gberie, *A Dirty War in West Africa*, pp. 162-164.

23 United Nations, "Third Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2000/186, March 7, 2000, para. 11.

24 Ibid., para. 12.

25 Ibid., para. 13.

3月21日にはバフォディアやカバラといった地域において、RUFとAFRCの間に戦闘が発生したため、UNAMSILは軍事監視員とケニア大隊から2個小隊を現地に派遣した。戦闘は断続的に3月30日まで続いたが、AFRC側がUNAMSILによって提案された武装解除に応じ、ルンギの武装解除キャンプへと移った。その後カバラには軍事監視員とケニア大隊から1個小隊が展開していたが、5月に入ってから情勢悪化を受けて態勢を立て直すため、マケニに後退した²⁶。さらに4月30日には、AFRCによる武装強盗に対応するため派遣された、UNAMSILのナイジェリア部隊が反乱軍に拘束され、武装解除されてしまった。またその際、ナイジェリア部隊の軍曹1名が銃撃されて重傷を負っている²⁷。

このように、UNAMSILの軍事力には抑止の提供が期待されていたが、反乱軍に対して有効な抑止を発揮することはできなかった。紛争当事者からの協力を前提としていたUNAMSILは、反乱軍の非協力的態度や敵対行動に直面した場合に強硬に抵抗する準備ができておらず、UNAMSILの軍事能力の低さを確認したRUFはより全面的に和平への反旗を翻すことになる。

(3) 5月危機

RUFの敵対行動は2000年5月に一層深刻になり、UNAMSILは崩壊の危機に瀕することになった。4月半ば、マケニ、マグブラカ、ポー、モヤンバの各地にDDRキャンプが設置されると、RUFはDDRプロセスに対する妨害を開始した。サンコーはUNAMSILによるRUFの武装解除に強く反発していた。彼はロメ和平合意の取り決めのうち、政府とUNAMSILが軍事的側面、すなわちRUFの武装解除について熱心な一方で、政治的取り決めの履行が不足していると考えていた。サンコーはUNAMSILとそのフリータウンにおけるプレゼンスを支持しておらず、あらゆる機会をとらえては事態の悪化をUNAMSILの責任として非難していた。4月22日にはマグブラカのDDRキャンプを警護していたUNAMSILケニア大隊とRUFが衝突し、同キャンプは一時閉鎖された²⁸。

先述の通り、それまでECOMOGとして大規模な部隊を駐留させていたナイジェリアはECOMOG撤退を決定していたが、UNAMSILに編入される2個大隊と1個戦車中隊を除く部隊の撤退が5月2日に完了した²⁹。そしてこの5月2日のECOMOG撤退以降、

26 United Nations, "Fourth Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2000/455, May 19, 2000, para. 15.

27 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 54.

28 Ibid., pp. 54-58.

29 5月15日時点でのUNAMSILの規模は、軍事監視員260名を含む9,251名となっていた。United Nations, "Fourth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," paras. 23-24.

RUFは大規模な軍事行動に移り、UNAMSILに攻撃を加えると共にフリータウンに向けて進撃を開始する。すでに前日の5月1日に、RUFはマケニとマグブラカのDDRキャンプに部隊を進めており、両キャンプを警護するUNAMSILケニア部隊との間で緊張が高まっていた。5月2日にはマケニとマグブラカの両DDRキャンプは破壊され、UNAMSILを武装解除しようとするRUFと抵抗するUNAMSILの間に戦闘が発生した³⁰。さらに同日、カイラフン地区ではRUFがUNAMSIL要員30名と、ヘリおよびその乗員・乗客を拘束した。カイラフンに向かっていた23名からなるインド軍部隊も、クイヴァにおいてRUFに拘束された³¹。5月3日にはカンビアでナイジェリア中隊がRUFの攻撃を受けて拘束され、RUFに武装を奪われた後に解放された³²。5月3日までに、RUFは少なくとも49名のUNAMSIL要員を人質にしており、マケニにおける戦闘ではケニア大隊の4名が死亡したと報じられた³³。

こうしたRUFによるUNASMILへの攻撃を受けて、ナイジェリア、マリ、リビアなどの地域諸国は使節団を派遣し、サンコーに和平プロセスへと復帰するよう説得した。この使節団との面会の後、5月3日にサンコーは、人質の解放とUNAMSILへの攻撃停止、そしてUNAMSILおよび人道支援機関の移動の自由を認めることで同意したと発表した³⁴。

UNAMSIL自身についても、100名規模のインド軍即応中隊を増援としてマグブラカへ派遣し、カバラのケニア軍中隊をマケニに再配置し、新たに到着したザンビア軍大隊もマケニへの増援として差し向けるなどの対応をとった³⁵。しかしこのザンビア軍大隊はRUFの待ち伏せに合い、拘束・武装解除されてしまった。この時点で、RUFによって拘束され人質となったUNAMSIL要員は計318名と推測され、さらにその後一週間とたたないうちに、その数は約500名へと増加した³⁶。RUFはフリータウンに向かって軍を進めてルンサルやマシアカを制圧し、さらにウォータールーへと迫っていた。さらにRUFはマンゲからポート・ロコに対しても進軍しており、その先にあるルンギの安全も脅かされようとしていた³⁷。

UNAMSILに付与されていたマンデートからすれば、UNAMSILにはRUFの攻撃に対して実力で対抗することが期待される状況であった。しかしUNAMSILはRUFの攻撃を受けて多数が拘束・武装解除されてしまっていた。一部には抵抗を続けたり、無事にRUF

30 Ibid., paras. 56-59.

31 Ibid., para. 60.

32 Ibid., para. 61.

33 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 57.

34 Ibid.

35 Ibid.; United Nations, "Fourth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 62.

36 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, pp. 57-58.

37 Gwin Prins, *The Heart of War: On Power, Conflict and Obligation in the Twenty-First Century*, Routledge, 2002, pp. 196, 200.

を振りきり逃げきったりした部隊もあったが、全体としては RUF の攻撃に対して、有効な防御を実現することに失敗したといえる。

RUF がフリータウンに向けて進軍しており、UNAMSIL がこれを阻止できずに次々と拘束・武装解除されていくなか、フリータウンでは反 RUF・反サンコーの機運が高まっていた。この機運は 5 月 8 日にサンコー邸を取り囲む約 30,000 人のデモとなって表出した。しかしこのデモに対して、サンコーの護衛が銃撃を加えたことでデモ隊の 20 名ほどが死亡、さらに多数が負傷する惨事となってしまった。このとき邸内にいたサンコーは逃亡したものの、その後 5 月 17 日に拘束された³⁸。

(4) 英軍の目的と活動

このような状況の中、2000 年 5 月に英軍がシエラレオネに介入した。当初の英軍の任務は、イギリス国籍保持者などを対象とする非戦闘員退避作戦 (non-combatant evacuation operation: NEO) であった³⁹。当時主にバルカン半島での作戦にコミットしていたイギリスはシエラレオネへの介入に備えておらず、この介入は 5 月 4 日の国連安保理開催後に国連事務総長および米仏両国の意向を受けて、予期せず急遽実施せざるを得なくなったものであった⁴⁰。しかし、その後のイギリスの行動は迅速であり、数日のうちに部隊を展開して「パリザー作戦」と名付けられた NEO に備えた⁴¹。そして 5 月 8 日、前述のとおりフリータウンでサンコー邸前でのデモ隊にサンコーの護衛が銃撃を浴びせるという事件が発生すると、同日午後の早い時間に英国高等弁務官は統合任務部隊司令官のデイビッド・リチャーズ (David Richards) 准将に NEO の実施を要請し⁴²、英軍による NEO が開始された。その後数日以内に 499 名の資格保持者が避難したが、一方で英軍の到着をうけて多くの者が残留を決め、状況も安定し始めた⁴³。

NEO を成功裏に実施したイギリスであったが、そのまま撤退してしまえば UNAMSIL を見捨てたとの認識が広がってしまい、状況を再度不安定化させる恐れがあった⁴⁴。今回の

38 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 60.

39 NEO の対象となった「資格保持者」(entitled personnel) は、具体的にはイギリス国籍保持者、EU、コモンウェルス、アメリカ国民、そして能力の余剰分と当該国政府のコスト負担に応じて他国の国民、であった。Andrew M. Dorman, *Blair's Successful War: British Military Intervention in Sierra Leone*, Ashgate, 2009, p. 61.

40 Ibid., pp. 57-58, 62-64.

41 Ibid., pp. 70-80.

42 状況の急速な悪化を受けて、トニー・ブレア (Anthony Blair) 首相、ロビン・クック (Robert Cook) 外相、ジェフ・フーン (Geoffrey Hoon) 国防相の 3 名は、そのすべての政治的・軍事的権限を、英国高等弁務官 (政治面) と統合任務部隊司令官 (軍事面) に委任していた。これにより、両者が NEO 実施のタイミングや、UNAMSIL およびシエラレオネ政府への支援内容を決定することが可能であった。Ibid., p. 79.

43 Ibid., p. 80.

44 Ibid., p. 78-79.

介入では、リチャーズは作戦偵察連絡チーム (Operational Reconnaissance and Liaison Team: ORLT) の長としてシエラレオネに入ったが⁴⁵、過去にシエラレオネを数度訪問していたリチャーズは、カバ大統領を含めて要人にも顔の通った存在となっており⁴⁶、さらにジェットローヤ UNAMSIL 訪問中の国連 PKO 局トップであるバーナード・ミエット (Bernard Miyet) と協議して UNAMSIL との協力関係を確保していた⁴⁷。そのため英軍は、NEO 実施後も UNAMSIL を支援するために以下のことを実施した。

第一に、フリータウンとルンギ空港周辺の要地を確保した。NEO を実施するためにはルンギ国際空港が不可欠であったため、カバ大統領の同意の下、英軍はすでに5月7日以降同空港を確保し続けていた⁴⁸。またフリータウンでは、英軍が避難地点の安全確保に加えてパトロールも開始した。さらに5月14日には海兵隊を中心とする水陸両用即応群 (Amphibious Ready Group: ARG) と空母イラストリアスがシエラレオネ沖に到着し、英軍の規模と能力は大幅に強化された。第二に、UNAMSIL の支援と強化のため、RUF の侵攻ルート上に位置していた UNAMSIL 部隊に対し、ルンギに到着した UNAMSIL 増援部隊と装備をヘリで輸送した。また、すべての UNAMSIL 部隊に連絡士官を派遣し、防衛陣地の構築や RUF の進軍ルート想定などでアドバイスを提供した。第三に、カバによる国内民兵組織の動員にも協力した。カバは、この時点で政府側に立っていた民兵組織である AFRC や CDF、ウェスト・サイド・ボーイズ (West Side Boys: WSB) などを動員して武装し、これらを指揮するため各勢力の長で構成される統合軍事委員会を設置した。こうした民兵は、合わせて6,000名ほどの規模であった。英軍は各勢力に対して連絡士官を派遣し、ガイダンスを提供した。第四に、RUF の位置と能力および意図を把握する努力も行った。偵察機やヘリなどによる空からの偵察、地上部隊の無線傍受 (RUF は通信の管理ができておらず、容易に会話内容を聞き取れた)、特殊部隊による偵察などで情報を収集した。第五に、リチャーズは情報戦も展開した。ラジオを通じてイギリスのコミットメントを宣伝したほか、フリータウンをパトロールする英兵や、あえて陸上から肉眼で見える距離に停泊する英軍艦艇の存在、航空機による上空飛行によっても英軍の存在を誇示した。特に艦艇については、シエラレオネ川をさかのぼり、実弾演習を実施した⁴⁹。

45 ORLT の目的は状況の調査と、作戦実施段階において統合司令部の基礎となることであり、シエラレオネのケースでは5月7日に英軍前方司令部となるよう任務が再付与された。Ibid., pp. 72-73, 79.

46 Prins, *The Heart of War*, p. 197.

47 Ibid., p. 200. この点については、リチャーズ自身もその効用を指摘している。David Richards, "Sierra Leone: 'Pregnant with Lessons,'" David Richards and Greg Mills eds., *Victory among People: Lessons from Countering Insurgency and Stabilising Fragile States*, Royal United Services Institute for Defence and Security Studies, 2011, p. 457n7.

48 Dormant, *Blair's Successful War*, pp. 73-74, 79-80, 92.

49 Ibid., pp. 92-94.

英軍の展開時には RUF はまだフリータウンやルンギには到達していなかったことから、英軍の行動は抑止が目的であったと考えることができる。しかし英軍の展開にも関わらず RUF は前進を続けたため、5 月 17 日に英軍と RUF の初めての衝突が発生した。前日の 16 日に、英軍部隊はルンギ空港防衛のための前方拠点として、同空港近くのルンギ・ロールという村を占領していた。この村に対して、RUF の攻撃を逃れてきた難民が押し寄せてきたため、英軍は RUF が接近していることを事前に感知した。やがて RUF が村に到達すると、英軍との間で数時間にわたる戦闘が発生し、英軍の強硬な反撃によって RUF 側は 30 名以上が死亡した。その一方で英軍側には犠牲は生じなかったため、この戦闘は RUF に対して英軍の先進的軍事能力を見せつける結果となった⁵⁰。

イギリスにとって RUF は決して信用できない相手であり、何らかの形で武装解除される必要があった⁵¹。すなわち、現状は受け入れ可能な状況ではなく、抑止や防御にとどまらず、能動的に RUF に対して影響力を行使し、現状を変更していくことが必要であった。RUF に対抗する方法として、イギリスの取りうる選択肢は 3 つであった。一つは英軍部隊を展開して直接対抗するもので、これには 1 個旅団 (5,000 名) 以上が必要と考えられた。第二に、UNAMSIL が国連憲章第 7 章下の任務を遂行することで RUF を打倒するという方法が考えられた。第三に、SLA が各種の民兵と共同で RUF を打倒するという方法も考えることができた。現実に取りえたのは第二か第三の選択肢であり、リチャーズは、UNAMSIL は RUF を打倒するだけの能力も意思も持ち合わせていないが、RUF が後退した後の地域を確保することは可能と考えた。そこで彼は第三の選択肢が現実的として、SLA を強化して RUF に直接対抗させ、RUF が撃退された地域は UNAMSIL が確保するという形の分業を構想した。この構想を実践するため、英軍は SLA および政府派の民兵に対して武器を供与し、訓練を提供したほか、特に問題があったロジスティクスと通信の面で支援を提供した。こうした支援の結果、実質的には英軍が SLA の作戦を指揮しているような状況となり、また英軍は UNAMSIL の作戦に対しても多大な影響を与えていた⁵²。

5 月半ばから 6 月前半にかけて、英軍の介入と支援を受けて態勢を立て直した SLA や CDF、そして政府派民兵といった政府派勢力は、UNAMSIL の支援も受けながら RUF に反撃を加えた。ウォータールーに向けて進出していた RUF に対して政府派勢力は攻撃を加え、RUF を押し戻すことに成功した。マシアカ、ログベリ・ジャンクション、そしてルンサルへと政府派勢力は RUF と交戦しながら進軍し、要所の奪い合いを演じた。また政府派

50 Ibid., p. 94.

51 Ibid., p. 95.

52 Ibid., pp. 97-98.

勢力と UNAMSIL は、RUF によるポート・ロコに対する攻撃も撃退した⁵³。こうした進展に加えて UNAMSIL にも増援が到着したことを受け、英軍は 6 月 15 日に主要な部隊を引き上げた⁵⁴。

しかし、依然として SLA の能力は十分とはいえず、RUF に対抗するためにはさらに訓練を提供する必要があった。そのためイギリスは、主要な英軍部隊をシエラレオネから撤退させた後も、訓練チームを派遣して SLA に対する訓練を継続した。まず、英軍は短期訓練チーム (Short Term Training Team: STTT) を派遣し、「バシリカ作戦」の下で SLA に基本的な歩兵訓練を提供した。STTT による訓練は 6 週間のコースからなり、一度に 2 個大隊分の要員を訓練可能であった。第一陣の訓練は 7 月 22 日に終了し、その後も続いて新たな要員を育成するために訓練が継続して提供された⁵⁵。STTT と並行して、国際軍事助言訓練チーム (International Military Advisory and Training Team: IMATT) もシエラレオネに展開していた。イギリスは長期的な視野に立ったシエラレオネ治安部門改革支援を 1999 年から実施していたが、IMATT はその一環として 2000 年 1 月に構想されたものであった。IMATT の実際の展開は 2000 年 6 月に始まり、シエラレオネ国防省や軍の指揮官ポストに人員を提供した⁵⁶。さらに 2000 年 5 月から 7 月にかけて、イギリス軍事助言訓練チーム (British Military Advisory and Training Team: BMATT) がガーナのアクラにおいて 40 名のシエラレオネ軍士官に対し、指揮幕僚課程を実施した。具体的な課程の内容は、士官の任務や軍事組織に関する基礎的事項と戦術的問題に大きく分けられており、全体を通じて武力紛争法を含む法的側面が重視されていた。最終的に 40 名中 39 名が無事に課程を修了し、うち 4 割以上は部隊や司令部で参謀を務めうるだけの能力を備えていると認められた。訓練を受けた士官は 2000 年 8 月までに配置につき、訓練で養った能力を発揮していった⁵⁷。

このように SLA の育成が着々と進む一方、SLA の訓練にあたっていた英ロイヤル・アイルランド連隊の 11 名と SLA の連絡士官 1 名が、パトロール中に WSB に拘束されるとい

53 “Sierra Leone News: May 2000,” The Sierra Leone Web, under “11 May” - “31 May,” <<http://www.sierra-leone.org/Archives/slnews0500.html>>; “Sierra Leone News: June 2000,” The Sierra Leone Web, under “1 June” - “7 June,” <<http://www.sierra-leone.org/Archives/slnews0600.html>>.

54 Prins, *The Heart of War*, p. 205.

55 Dorman, *Blair's Successful War*, p. 99.

56 Peter Albrecht and Paul Jackson, *Security System Transformation in Sierra Leone, 1997-2007*, 2009, pp. 48-49, 54, 58-59, <<http://www.ssrnetwork.net/documents/Publications/SierraLeoneBook/Security%20System%20Transformation%20in%20Sierra%20Leone,%201997-2007.pdf>>.

57 Simon Diggins, “Operational Focus: Command and Staff Training for the Sierra Leone Military,” *The Conflict, Security & Development Group Bulletin*, No. 9, January/February 2001, pp. 9-10, <http://www.securityanddevelopment.org/pdf/bulletin_issue9.pdf>.

う事件が 8 月 25 日に発生した。WSB は AFRC 首班であったコロマに率いられていたが、コロマは 5 月危機以降カバ政府側につき、フリータウンにそのまま残留したため、WSB 指導者の座はフォディ・カーライ (Foday Kallay) 准将 (自称) にとってかわられた。RUF からの離反者であったカーライの下で WSB は政府から離れ、DDR プロセスに入るよう求められても無視し、グベリ・バナに拠点を構えて現地住民を迫害していた⁵⁸。

WSB との交渉によって拘束された人質の一部は解放されたものの、その後交渉が進展しなかったことから、イギリス政府は実力での人質奪還を決定、「バラス作戦」を 9 月 10 日に実施した。人質が拘束されていた WSB 拠点を特殊部隊と空挺連隊がヘリボーン作戦によって強襲し、わずか 20 分の間に人質を奪還、さらに WSB に使役されていた 22 名のシエラレオネ人も救出したほか、カーライも拘束した。人質救出後にはジャングルへ逃げ込んだ WSB の掃討も行われ、最終的に英軍は WSB の 25 名を殺害し 18 名を拘束した。この作戦では英軍部隊にも 1 名の犠牲が生じ、他に 12 名が負傷した⁵⁹。なお、バラス作戦の後には、英軍によって訓練された SLA がオクラ・ヒルの WSB に対して掃討作戦を実施している⁶⁰。

さらにイギリスは、後述するようにインドとヨルダンの要員が UNAMSIL から撤退することを受け、兵員の入れ替えが UNAMSIL の弱体化としてつけ込まれないよう、シエラレオネに対するコミットメントを宣伝すると共に、11 月の 1 週間の間 ARG をシエラレオネ沖に派遣した⁶¹。ARG を構成する 6 隻の艦艇は上陸演習や砲撃演習を実施し、ヘリにシエラレオネ上空を飛行させ、また海兵隊がフリータウンを行進するなど、各種の示威行為を実施した。この後、無事に UNAMSIL の部隊入れ替えは終了した⁶²。

(5) UNAMSIL (後期) の目的と活動

イギリスと UNAMSIL は RUF に対するアプローチについて意見を異にしていた。英軍は、UNAMSIL はより積極的に武力を行使すべきであると論じていた。一方、UNAMSIL 事務総長特別代表のアデニジは、最も成功する可能性が高いオプションはロメ和平合意の復活と RUF への再関与であるとしていた。アデニジは、UNAMSIL には RUF を打倒するだけの軍事的能力がないことを認識していた⁶³。

58 Dorman, *Blair's Successful War*, pp. 104-105.

59 Woods and Reese, *Military Interventions in Sierra Leone*, pp. 66, 69-71.

60 Dorman, *Blair's Successful War*, p. 118.

61 Ibid., pp. 118-119.

62 Prins, *The Heart of War*, p. 208.

63 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 66.

5月危機への対応として、アデニジは3つのオプションを検討した。第一は現状のアプローチを維持するもので、これは現実的にとりうるものではなかった。第二はECOWASが有志連合に頼るというものであったが、これもECOWASの再関与は多大な支援を与えない限りは無理と思われたし、他に完全な軍事的コミットメントを提供する用意のある国もないように思われた。そこで第三の選択肢として、UNAMSILのマンデートと作戦構想の変更が行われた⁶⁴。安保理ではUNAMSILを強化する決定が続々と下され、一連の決議でUNAMSILの規模は最大17,500名まで拡大されたほか⁶⁵、コフィー・アナン(Kofi Annan)国連事務総長によって提示された作戦構想も承認された。

まず、2000年5月19日に採択された安保理決議1299では、現地の治安情勢の悪化を受けて、UNAMSILの規模を260名の軍事監視員を含む最大13,000名にまで拡大することを決定した。加えて、各国に対してUNAMSILを強化するために兵員および後方支援その他の軍事的能力を追加的に提供するよう求めている⁶⁶。

フリータウンへの進軍が挫折し、SLAやCDFといった政府派勢力の攻撃を受けて後退を余儀なくされたRUFであったが、ルンサル、マシアカ、ポート・ロコといった地域では政府派勢力に対する攻撃を繰り返していた。UNAMSILについても政府派勢力が確保した地域に展開し、RUFによる攻撃に対して反撃していた。6月12日にはロケル・ブリッジにおいて、ヨルダン軍特殊部隊の中隊が、カヌーを使って渡河を試みた約200名規模のRUFを3回にわたり退けた⁶⁷。6月30日にはマイル91付近でヨルダン部隊が攻撃され、同部隊の1名が死亡、4名が負傷したが、攻撃したRUFのほとんどは反撃で殺害された⁶⁸。さらに7月4日にはRUFがマシアカの奪取を試みて攻撃を加え、同地を確保していた政府派勢力は撤退に追い込まれたが、UNAMSILのインド軍およびヨルダン軍部隊が迅速に展開し、同日交戦の末RUFをマシアカから撃退した。マシアカの地理的重要性を鑑み、UNAMSILは同地への駐留を強化した⁶⁹。ポート・ロコに対しては5月以降、RUFは幾度も攻撃を加えており、そのたびに同地に展開しているUNAMSILのナイジェリア部隊は政

64 Ibid., p. 92.

65 United Nations Security Council, Resolution 1346, March 30, 2001.

66 United Nations Security Council, Resolution 1299, May 19, 2000.

67 William Fowler, *Operation Barras: The SAS Rescue Mission, Sierra Leone 2000*, Cassell, 2004, pp. 102-103; "Sierra Leone News: June 2000," The Sierra Leone Web, under "13 June."

68 United Nations, "Fifth Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2000/751, July 31, 2000, para. 21; "Sierra Leone News: July 2000," The Sierra Leone Web, under "1 July," <<http://www.sierra-leone.org/Archives/slnews0700.html>>.

69 United Nations, "Fifth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 21; "Sierra Leone News: July 2000," The Sierra Leone Web, under "4 July."

府派勢力と共に攻撃を撃退している⁷⁰。

このように、5月危機後の UNAMSIL は RUF などによる攻撃に強硬に反撃するようになっていった。しかし、政府派勢力として5月危機において共に RUF に対抗した SLA と WSB の間には対立が深まり、武力衝突が発生するまでになっていた。この内紛に付け入る形で、RUF は政府側勢力からルンサルを奪還した⁷¹。SLA と WSB の度重なる衝突を受け、シエラレオネ政府とコロマは SLA と WSB の対立を解決しようと試みたが、うまくいかなかった。政府は WSB に対し、武装解除に応じて新国軍編入へのスクリーニングを受けるよう最後通牒を出したが、WSB はこれを受け入れなかった。WSB はオクラ・ヒル地区に陣取り、マシアカに続く道路に検問を設けて民間人からの略奪を行ったほか、UNAMSIL の移動も妨害した。さらに、WSB が RUF に加わろうとしており、UNAMSIL への攻撃を計画している可能性を示す情報を得たことから、UNAMSIL はこれに先制すべく、7月22日に WSB の検問を除去し、オクラ・ヒル地区を掃討するための軍事作戦を実施した。作戦は成功裏に終了し、UNAMSIL 側は損害を被らなかった⁷²。この「サンダーボルト作戦」にはナイジェリア部隊とインド軍戦闘ヘリが投入され、道路から WSB を駆逐したかと思われたが、彼らはすぐにまた舞い戻り、依然として道路が危険な状況にあったとの報道もある⁷³。後に WSB が英兵を誘拐し、英軍の人質救出作戦によって大打撃を被ることは先述の通りである。

RUF に拘束されていた UNAMSIL 要員については、リベリアのテイラーを通じてコノ地区で拘束された461名が5月16日から28日の間に解放され、さらに6月29日にはクイヴァで拘束されたインド兵21名が解放された⁷⁴。一方で、カイラフンで包囲されていたインド軍部隊については移動の自由が回復されない状況であった。UNAMSIL は RUF との連絡を維持しており、RUF 司令官との接触によって、RUF 勢力下に拘束されている UNAMSIL 部隊に食料を届けることも可能であった。しかし道路状況の悪化と RUF の態度硬化によってこれも中止せざるをえず、外交・政治的手段が不発に終わったことを受けて、UNAMSIL は包囲されたインド軍部隊の救出作戦を実施した⁷⁵。この「ククリ作戦」にはインド軍2個大隊を基幹にナイジェリアとガーナのそれぞれ1個中隊、さらに攻撃ヘリや火砲などが投入

70 “Sierra Leone News: May 2000,” The Sierra Leone Web, under “17 May”; “Sierra Leone News: June 2000,” The Sierra Leone Web, under “15 June”; “Sierra Leone News: August 2000,” The Sierra Leone Web, under “24 August” - “25 August,” <<http://www.sierra-leone.org/Archives/slnews0800.html>>.

71 “Sierra Leone News: June 2000,” The Sierra Leone Web, under “17 June,” “21 June.”

72 United Nations, “Fifth Report of the Secretary-General on UNAMSIL,” para. 23.

73 Fowler, *Operation Barras*, pp. 103, 109.

74 United Nations, “Fifth Report of the Secretary-General on UNAMSIL,” para. 24.

75 Ibid., paras. 25-27.

安保理決議 1313 において優先的任務として挙げられた UNAMSIL の任務

- ① ルンギ半島およびフリータウン半島、またそれらへの主要な経路の安全を維持すること。
- ② いかなる敵対行動や急迫かつ直接的な武力行使の脅威にも強硬に対応することで、RUF による攻撃の脅威を抑制し、必要であれば決定的に対抗すること。
- ③ 主要な戦略地点と人口密集地に、一体的な作戦構造と十分な規模と密度を持って漸進的に展開し、シエラレオネ政府と協調して、同政府による国土全体における漸進的な権威の拡張、法と秩序の回復、状況のさらなる安定化の努力を、プレゼンスを通じまたそのマンデートの枠内において支援し、また能力と展開の範囲内において、急迫する物理的暴力の脅威にさらされている民間人に防護を提供すること。
- ④ 地域を確保し、移動の自由を確保し、人道支援活動の提供を促進するため、戦略的連絡線、特に首都への主要な経路を積極的にパトロールすること。
- ⑤ 特に新たな DDR プログラムにつながるような政治プロセスの進展を可能であれば支援すること。

(出所) United Nations Security Council, Resolution 1313, August 4, 2000.

され、英軍もヘリを用いた空輸支援を実施した。作戦は 7 月 15 日に実施され、4 段階から構成されていた。すなわち、カイラフンからの軍事監視員と負傷者などの空路救出、カイラフンの部隊による包囲の強行突破、ダルから接近する救出部隊との合流、ダルへの後退、である。16 日の夜までに全部隊は UNAMSIL 基地まで帰還することができたが、包囲の突破や救出後の後退に際して RUF との激しい戦闘が発生し、インド兵 1 名が死亡、数名が負傷した。一方の RUF の損害は甚大なものであったと考えられている⁷⁶。

2000 年 8 月 4 日には、安保理決議 1313 が採択された。本決議では、RUF による UNAMSIL への攻撃に対抗するため、任務面と能力面において UNAMSIL の強化が必要であると述べられている。マンデートとしては、首都周辺地域と主要経路の安全確保や、シエラレオネ政府の権威を行き渡らせて法の支配や安定を漸進的に拡大すること、そして RUF の攻撃に対する抑止と対抗や、展開と能力の範囲内における民間人の防護、DDR プログラム支援などを優先的任務として付与する意図が表明されている。能力面については、こうした任務を遂行するためにも、特に航空・海洋戦力、予備戦力、通信、後方支援能力などの面での強化が必要と指摘し、所要の能力を備え、効果的な指揮命令構造を伴った

76 Vijay K. Jetley, "Op Khukri: The United Nations Operation Fought in Sierra Leone Part-I," *USI Journal*, Vol. 137, No. 567, January-March 2007, <<http://www.usiofindia.org/Article/?pub=Journal&pubno=567&ano=399>>; Vijay K. Jetley, "Op Khukri: The United Nations Operation Fought in Sierra Leone Part-II," *USI Journal*, Vol. 137, No. 568, April-June 2007, <<http://www.usiofindia.org/Article/?pub=Journal&pubno=568&ano=388>>.

部隊の提供を求めている⁷⁷。

アナン国連事務総長は安保理決議 1313 の採択を受けて、事務総長報告の中で UNAMSIL の作戦構想を提示している。この作戦構想では、安保理決議 1313 で示された優先的任務を達成する上での政治的取り組みの重要性を指摘しつつも、大前提として治安の確保が不可欠であるとして、そのために UNAMSIL が十分な態勢の下で順次段階的に展開地域を拡大することを構想している。展開地域の拡大は、すべての紛争当事者との協議および状況と利用可能なリソースに関する包括的検討を経た後に実施され、また反乱軍に対して DDR プロセスに参加するよう説得することを目的とする政治的・広報的手段と組み合わせて実施される。しかし同時に軍事的な態勢の必要性も指摘しており、広報を通じ、攻撃・挑戦された場合には武力を行使する手段と決意があることを示すべきであるとしている⁷⁸。

UNAMSIL に不足していた装備についても戦闘ヘリが到着したほか、通信面では通信大隊 1 個が提供され、さらに地図や衛星画像の取得、UNAMSIL 本部への軍事情報班の設置など情報面も強化された⁷⁹。このように体制の強化が目指された UNAMSIL であったが、内部にはナイジェリアとジェットリー UNAMSIL 司令官の深刻な対立を抱えており、最終的にはジェットリーの交代とインド軍部隊の撤退という結果を招いた。この背景には、ECOWAS から引き続き最大の兵員提供国でありながら、ナイジェリアに軍事部門司令官のポストが与えられなかったという構造的要因に基づく不満と⁸⁰、ジェットリーの執筆したメモの流出というスキャンダルが存在した。同メモは、ナイジェリア部隊がダイヤモンドの違法採

77 United Nations Security Council, Resolution 1313, August 4, 2000. 本決議においては、優先的任務として挙げられた各種の任務を UNAMSIL に付与することが決定されているわけではなく、あくまでこれらを任務とする「意図を表明」したのみとなっている。しかし、その後事務総長報告においてこれらの任務に基づく作戦構想が提示されており、安保理決議 1334 でも安保理決議 1313 と同事務総長報告において提示された任務を UNAMSIL の主要目的として「想起」(recalls) している。United Nations Security Council, Resolution 1334, December 22, 2000. 安保理決議 1313 と事務総長報告の関係については、山下光「PKO 概念の再検討—『ブラヒミ・レポート』とその後」『防衛研究所紀要』第 8 巻第 1 号、2005 年 10 月、67 頁を参照。

78 United Nations, "Sixth Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2000/832, August 24, 2000, paras. 15-22. この作戦構想は、後述するアブジャ和平合意の締結や、UNAMSIL への追加の兵員提供といった状況の変化を踏まえて、後に修正されている。修正後の作戦構想では、UNAMSIL の展開地域拡大の構想がより具体化されている。United Nations, "Ninth Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2001/228, March 14, 2001, paras. 57-64. 安保理決議 1346 は、修正後の作戦構想の提示と進展を「歓迎」(welcomes) し、これを最後まで実践するよう「奨励」(encourages) している。United Nations Security Council, Resolution 1346, March 30, 2001.

79 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 98.

80 これは、ナイジェリア人であるアデニジが事務総長特別代表に任命されており、軍事部門指令官までナイジェリア人とするのが難しかったためであった。代わりに軍事部門副司令官には先述のとおりナイジェリア軍准将のガルバが任命されている。Ibid., p. 82.

掘によって利益を得ているとしてアデニジ事務総長特別代表とガルバ UNAMSIL 副司令官を批判しており、さらにこの目的のためにナイジェリア部隊と RUF は裏で手を組んでいるとの見方まで示していた⁸¹。こうしたジェットリーの主張にナイジェリアは強く反発してジェットリーの更迭を求め、一方のインド政府もジェットリーに対する批判の高まりにインド部隊を引き上げると脅して応じた。結局、アデニジが続投する一方、軍事部門司令官はケニアのダニエル・オパンデ (Daniel Opande) 中将与、軍事部門副司令官は前任と同じナイジェリアのマーティン・アグワイ (Martin Agwai) 少将とそれぞれ交代した⁸²。そしてインドは9月20日に UNAMSIL からの撤退を通知した。UNAMSIL に参加していた2個の大隊はそれぞれ11月と翌年1月に撤退し、その他のすべての要員と装備は12月に撤退することとされた⁸³。撤退するインド部隊の代わりにはパキスタン部隊が展開することとなったが、インド軍部隊は UNAMSIL 内で最も実力を伴った部隊であったため、UNAMSIL にとって痛手となった⁸⁴。

一方の RUF 側についても、指導者の交代があった。RUF は8月21日、政府側に拘束されているサンコーに代わり、イッサ・セサイ (Issa Sesay) が暫定指導者になると発表した⁸⁵。先述した人質の解放に続き、RUF の指導者交代にあたって大きな役割を果たしたのはリベリアのテイラーであった。6月26日にリベリアで開催された ECOWAS の会議において、和平の回復のためには RUF はサンコーに代わる指導者を選出すべきであるという点で合意がなされた。テイラーはこのメッセージを現場の RUF 指揮官たちに伝える役割を務め、RUF 側は8月にセサイ准将を暫定指導者として選出する形でこれに応えた。これを受けてマリおよびナイジェリア両国の大統領がルンギ空港に向かい、そこに連れてこられたサンコーと面会した。両大統領は新指導者としてセサイを選出した旨を報告する RUF からの手紙をサンコーに渡し、サンコーはこの人選に同意したのであった⁸⁶。

しかし、この RUF 指導者交代は、すぐには状況の変化をもたらさなかった。RUF の現場司令官、特に北部の司令官たちの中にはセサイの権威を認めない者もいるとされたほか、武器やダイヤモンド産出地帯を RUF は手放さないと主張して強硬な敵対姿勢を維持する者もいた。一方のシエラレオネ政府は、戦闘の停止を望むとしつつも、その条件として RUF のダイヤモンド産出地帯を含む支配地域からの撤退を主張し、同時に RUF の軍事的打倒

81 Gberie, *A Dirty War in West Africa*, pp. 168-169.

82 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 86.

83 United Nations, "Seventh Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2000/1055, October 31, 2000, para. 48.

84 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 86.

85 United Nations, "Sixth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 10.

86 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 77.

も追求していた⁸⁷。

(6) 内戦の終結

8 月後半以降シエラレオネの治安情勢は小康状態にあり、政府側・RUF 側それぞれの支配地域にも大きな動きはない状況であった。SLA と CDF は RUF を撃退すべく作戦を継続しているものの、成果は芳しくなかった。作戦は主にマンゲおよびカンビア方面やリトル・スカーシーズ川沿いの地域で実施されており、CDF はコノ地域の北東部やトンゴで RUF と交戦していた。RUF は防御体制を強化していたほか、UNAMSIL に対しても RUF や WSB から攻撃が数度加えられているが、これらは UNAMSIL によって撃退され、UNAMSIL 側に損害は発生していなかった⁸⁸。

これに対し、ギニア、リベリア、シエラレオネ国境間では緊張が高まり、RUF とギニア軍の間で衝突が発生した。9 月初め以降、RUF がギニアの国境近くの村に攻撃を加えるようになり⁸⁹、ギニア政府は米英仏の支援を受けて RUF に反撃を加えた⁹⁰。ギニアは RUF 拠点に砲撃や空爆を加え⁹¹、コノ地区の CDF 1,000 名を訓練してダイヤモンド産出地帯に送り込んだほか、さらに RUF の背後にいるリベリアに対しても新たな反テイラー勢力としてリベリア和解民主連合 (Liberians United for Reconciliation and Democracy: LURD) を武装・展開させた⁹²。ギニア軍と RUF の戦闘は 2000 年末から 2001 年初頭にかけて激化し、一連の戦闘によって民間人にも多くの犠牲を出した⁹³。ギニア軍と RUF の戦闘は、後述するように武装解除が 2001 年 5 月に再開して以降終息した⁹⁴。ギニア軍との衝突では、最終的に RUF は完全に守勢に立たされたうえ、さらにテイラーがリベリア内で LURD に対抗するために RUF の中核戦闘員約 2,000 名を引き抜いたとされており、これがシエラレオネに残る RUF の立場を一層脆弱にすることとなった⁹⁵。

また、RUF 内においても路線対立が存在していたことが、無線傍受によって把握されている。この路線対立は、元来 RUF 指導部内に存在する、政治的解決と軍事的解決をそ

87 United Nations, "Seventh Report of the Secretary-General on UNAMSIL," paras. 2-3.

88 Ibid., paras. 13-15.

89 Ibid., para. 5.

90 Gberie, *A Dirty War in West Africa*, p. 172.

91 United Nations, "Ninth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 22.

92 Gberie, *A Dirty War in West Africa*, pp. 172-173.

93 United Nations, "Eighth Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2000/1199, December 15, 2000, para. 10; United Nations, "Ninth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 22.

94 United Nations, "Eleventh Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2001/857, September 7, 2001, para. 9.

95 Gberie, *A Dirty War in West Africa*, p. 173.

れぞれ目指すグループ同士の方針の違いに起因していた。政治的解決を目指すグループはロメ和平合意への復帰を望んでおり、もう一方のグループは現状の維持を望んでいた⁹⁶。

こうした文脈の中、10月のUNAMSIL および ECOWAS と RUF との間の接触の中で、RUF 側から停戦とロメ和平合意復帰への関心が表明された。その後の調整の結果、11月10日にアブジャにて会合が実現し、シエラレオネ政府と RUF の間に停戦合意が結ばれた。このアブジャ合意では、UNAMSIL に停戦監督任務が与えられ、シエラレオネ全土における移動の自由が認められた。また加えて、人道支援の妨害ない実施や UNAMSIL の武器・装備の返還、DDR の即時再開と履行状況の30日後のレビューが定められた⁹⁷。しかしまたしても RUF の合意遵守姿勢は疑問符が付くものであり、その後の UNAMSIL との接触では停戦へのコミットメントを表明しながらも、その一方で合意に反して、サンコーの積放などの条件が満たされない限り、UNAMSIL は RUF の支配地域に立ち入ることはできないと主張していた⁹⁸。その後当初30日とされた停戦期間をさらに90日延長することで合意が成立したが、UNAMSIL は RUF に対し、強制的に武装解除を実施するような行動はとらなかった⁹⁹。

こうした RUF の姿勢は、国際社会からの圧力を受けてリベリア政府が2001年1月に公に RUF 支援の停止を表明し¹⁰⁰、さらに RUF に対する新たな圧力としてダイヤモンド禁輸に向けた動きが進む中、5月に入ってついに軟化することとなった。2001年5月2日にはシエラレオネ政府、ECOWAS、UNAMSIL、RUF の代表が再びアブジャで会談し、CDF と RUF の同時武装解除が決定された。この会談の5日後、シエラレオネ産違法ダイヤモンドの流通ルートと考えられていたリベリアに対するダイヤモンド禁輸が決定された。さらにその1週間後には、再度シエラレオネ政府、UNAMSIL、RUF による会談が開かれて DDR プロセスが検討された。これを受けてようやく RUF の大規模な武装解除が実現し、今回の武装解除は順調に進捗した¹⁰¹。2001年5月に DDR が再開されてから2002年1月までに47,000名以上が武装解除され、その内訳は RUF が約19,200名、CDF が約27,700名となっ

96 Dorman, *Blair's Successful War*, pp. 119-120.

97 United Nations, "Eighth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 2.

98 Ibid., paras. 5-9.

99 Dorman, *Blair's Successful War*, p. 121.

100 United Nations, "Ninth Report of the Secretary-General on UNAMSIL," para. 27.

101 Dorman, *Blair's Successful War*, pp. 121-122.

ていた¹⁰²。そして 2002 年 1 月 18 日、カバ大統領は武装解除の完了と内戦の終結を宣言した¹⁰³。

3 シエラレオネでの平和作戦における軍事力の機能

本節ではまず第 1 項において、第 1 節で整理した軍事力の物理的強制機能の 4 類型を念頭に置きながら、前節で概観した UNAMSIL および英軍の軍事力の用い方について、大きくその性質の受動・能動の別に応じて整理する。続いて第 2 項において、この UNAMSIL と英軍による軍事力の使用が、RUF に停戦と武装解除を受け入れさせる上でどのような役割を果たしていたと考えられるか評価する。

(1) UNAMSIL および英軍による活動の整理

ここまでに見てきたとおり、UNAMSIL および英軍は共に受動的・能動的双方の形態において軍事力を用いている。UNAMSIL の展開はロメ和平合意に基づいており、停戦の存在が前提となっていた。武装解除などの和平の履行については、紛争当事者が自発的に行うことが想定されており、軍事力が現状を変更するために物理的強制力の機能を発揮することは期待されていなかった。むしろ、当初 UNAMSIL の軍事力に求められていたのは PKO 部隊自身や民間人の防護、主要地点や DDR サイトの安全維持であり、展開時には存在していた停戦を維持する現状維持であったといえる。しかし RUF は和平を尊重しておらず、ECOMOG がシエラレオネから撤退すると大規模な軍事行動を開始し、UNAMSIL に対しても攻撃を加え、要員を拘束して武装解除した。こうした RUF の行動に対して、UNAMSIL はマンドート上武力を行使できる状況でも一部を除いて抵抗していないか、あるいは抵抗しても RUF 側に圧倒されてしまっていた。したがって、現状を維持するために受動的な物理的強制力としての機能を発揮することが期待されていた UNAMSIL の軍事力は、5 月危機の段階では抑止に失敗し、さらに防御にも失敗したことになる。

一方、その後英軍の介入を経た 5 月危機後には、UNAMSIL も攻撃を受けた際には強硬な反撃を加えるようになっている。フリータウンに向けて進軍してきた RUF に対する反

102 United Nations, "Thirteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone," UN Doc. S/2002/267, March 14, 2002, para. 13. 全活動期間を通じては、UNAMSIL はシエラレオネ内各武装勢力の合わせて 75,000 名以上を武装解除した。United Nations Department of Public Information, "United Nations Mission in Sierra Leone, Fact Sheet 1: Disarmament, Demobilization and Reintegration," December 2005, <http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/past/unamsil/factsheet1_DDR.pdf>.

103 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, p. 111.

攻の前面に立ったのは SLA や CDF、そして政府側民兵といった政府派勢力であったが、UNAMSIL は政府派勢力が RUF から奪還した地域に駐留してその確保にあたった。特にフリータウンとルンギを陸路で結ぶルート上に存在するマシアカやポート・ロコは戦略的要衝であったが、こうした地域を確保するため、RUF が攻撃した際には UNAMSIL も強硬に抵抗してこれを撃退している。こうした武力行使は、現状を維持するための受動的な物理的強制力の発揮であり、防御を成功裏に実施していたといえる。

UNAMSIL による最大の能動的武力行使としては、ククリ作戦が挙げられる。UNAMSIL は RUF に包囲されて身動きが取れなくなったインド軍部隊の救出作戦を実施した。本作戦では UNAMSIL 側がイニシアティブをとり、救出部隊と包囲されていた部隊が RUF と交戦しながらその包囲を突破している。これは現状変更を力づくで達成するために RUF 部隊を攻撃した能動的な軍事力行使であったと理解できる。

次に英軍の行動について振り返ると、介入当初の英軍の第一の目的は自国民を中心とする資格保持者の NEO であった。しかし同時に、イギリスは UNAMSIL の態勢立て直しが必要であることも認識していた。そしてこの両方の目的にとって不可欠であったのが、フリータウンとルンギ国際空港の安全確保であった。英軍がフリータウンとルンギに展開した時点では RUF はまだ両地に到達しておらず、したがってこのフリータウンおよびルンギ空港の確保については、英軍は現状維持を目的としていたといえる。したがって、英軍の軍事力に期待される機能は受動的なものであり、当初の英軍の行動は抑止を企図していたと理解できる。しかしこの抑止は完全には機能せず、進軍を続けた RUF と英軍がルンギ付近で衝突した。この戦闘は英軍の勝利に終わり、英軍は成功裏に防御を実践した。

一方、明確に能動的な軍事力行使であったのがバラス作戦であった。SLA の訓練にあたった英兵が WSB に誘拐されると、英軍は WSB の拠点を強襲して人質救出作戦を成功裏に実施した。本作戦では、WSB による人質の拘束という現状を変更するために、英軍は軍事力の直接的な使用によって WSB を攻撃し、力づくで目的を達成した形となった。

これらに加え、英軍は「『水平線越え』戦力」(“over-the-horizon” force)¹⁰⁴として、そのプレゼンスを誇示する示威行動もとっていた。航空機の飛行や沖合に停泊する艦艇、またそれらによる演習といった示威行動は、RUF に新たな攻勢を思いとどまらせるという意味では抑止として、また地上で対 RUF 作戦を実施していた SLA、CDF、UNAMSIL を支援して RUF に和平と武装解除を促すという意味では強要として機能していたと思われる。

104 Peacekeeping Best Practices Unit, Department of Peacekeeping Operations, *Lessons Learned from United Nations Peacekeeping Experiences in Sierra Leone*, 2003, p. 40, <<http://www.peacekeepingbestpractices.unlb.org/pbps/Library/SL-LL%20Report.pdf>>.

その意味では、こうした示威行動は受動的・能動的双方の形態にまたがる軍事力の使用であったと捉えることができる。

また、先に受動的な軍事力行使と整理したルンギ付近での RUF との戦闘についても、この戦闘では英軍の高い能力を見せつけることとなったことから、見せしめとして RUF 全体に対する強要の波及効果を持っていたとも考えられる¹⁰⁵。同様の波及効果は、バラス作戦についても指摘することができるであろう¹⁰⁶。加えて、SLA が RUF に対する力づくの攻勢作戦を実施していたことを踏まえると、英軍による SLA への能力構築支援についても RUF に対する間接的な能動的圧力の行使と捉えることもできるであろう。

このように、シエラレオネの平和作戦においては、英軍・UNAMSIL の双方とも、受動的・能動的双方の形態において軍事力を用いていることがわかる。RUF というスポイラーが存在する中で任務を遂行するために、軍事力はその物理的強制力としての機能を発揮していたといえる。

(2) RUF に対する全体としての強要の中での UNAMSIL および英軍の役割

前項の整理からもわかるとおり、シエラレオネの事例では介入した国際部隊によって軍事力が物理的強制力として用いられているものの、RUF は軍事力によって直接的に打倒されたわけではなかった。むしろ介入側の軍事力の使用を含む、様々な圧力を受けた結果として、RUF は新たな停戦合意を受け入れざるをえないように追い込まれていったといえる。この構図を全体として見れば、これは国際社会が RUF に対して強要（強制外交）を成功裏に実施したものと捉えることができる。紛争当事者が暴力を用いて和平を妨害している場合には、単なる説得によってその姿勢を変化させることが困難と思われる一方、内戦終結後の国民和解の必要性などを考えれば、紛争当事者を完全に打倒してしまうこともあまり望ましくない。その意味で、圧力によって紛争当事者の行動を望ましい方向に誘導することを企図する強要戦略は、国際社会の側が紛争当事者に対して能動的に影響を与える上で有用なアプローチであると思われる¹⁰⁷。シエラレオネ内戦では、RUF は幾度となく和平を反故に

105 リチャーズによると、この戦闘の心理的効果は大きなものであったという。Dorman, *Blair's Successful War*, p. 94.

106 2000 年 9 月 10 日の記者会見においてフーン国防相は、バラス作戦の決行によって「強力なメッセージ」を送ることができたと述べ、以下の点を挙げている。まず、同作戦はイギリス政府がテロリストや人質を取る者とは取引しないという姿勢を示すものであると指摘した。さらに、シエラレオネの WSB や他の反乱軍に対しては、不法な活動を続けることは無意味であり、法の支配とシエラレオネ政府の権威を受け入れることを望むとした。また、英軍に対して類似の行動をとろうとする者は、同作戦の結果を深刻に受け止めることを望むとした。Ibid., p. 113.

107 強要・強制外交の概念や、その平和作戦への適用については、拙稿「強制外交と平和作戦——東ティモールへの介入を事例として」『防衛研究所紀要』第 14 卷第 2 号、2012 年 3 月を参照。

しながら長年にわたり暴力的闘争を継続しており、RUF に和平を選択させることができたのは大きな成果であった。

このRUFの姿勢の変化には、RUFに対して加えられたすべての圧力が関係しており、そのすべてについて分析することは本稿の範囲を超えるものである。また、RUF側の認識に関する情報が不足していることから、UNAMSIL および英軍による軍事的圧力がRUFに対する全体としての強要の中でどれだけの比重を占めるものであったのかを明らかにすることは難しい。それでも以上の考察からわかる限りにおいて、前項における整理を踏まえながら、UNAMSILと英軍による軍事的圧力が全体としての強要の文脈において果たしていたと思われる役割を考察してみると、以下の点が指摘できる。

まず英軍については、その強大な軍事能力がRUFに対する圧力の中でもかなり重要な位置を占めていたであろうと推測できる。前項で整理した通り、英軍は受動・能動の双方の形態において軍事力を発揮している。直接の武力行使は少ないとはいえ、各種の示威行為に加え、UNAMSILの崩壊を防いだことやSLAの能力構築を通じた間接的な圧力も踏まえれば、もし英軍が介入していなければ、RUFを停戦・武装解除に追い込んだ軍事的圧力の多くが実現しなかったと思われる。11月10日のアブジャ停戦合意を受け入れたセサイは、イギリスのコミットメントとそれによってUNAMSILにもたらされた機会が、RUFに和平を選ばせたと認めている。RUFはまさしく、リチャーズが設定した「RUFに敗北は避けられないと確信させる」という目的に屈したのであった¹⁰⁸。

このように考えれば、イギリス軍の展開はシエラレオネの状況を安定化させ、RUFを追い詰めるうえで死活的な役割を果たしたといえる。しかしその一方で、英軍の役割があまりに強調された反動として、UNAMSILの評価が貶められることとなった側面も否定できない¹⁰⁹。すでにみたとおり、5月危機以前のUNAMSILは、RUFに対して軍事的圧力を与える存在とはなっていなかった。しかし5月危機後のUNAMSILについては、RUFに対して有効な圧力を加えることができたと考えられる。能動的な軍事力行使であったクリ作戦はもちろんであるが、抑止や防御といった受動的な軍事力の用い方も過小評価すべきではない。というのも、UNAMSILが攻撃を受けた際に強硬に反撃するようになったことは、RUFに対してこのまま戦闘を継続しても内戦に勝利することはできないと認識させることに貢献していたと考えられるからである。すでに指摘した通り、イギリスはシエラレオネにコミットしていたとはいえ、大規模な兵力を展開する余裕を持ち合わせてはいなかった。また、SLAについては育成途中であり、その兵力規模も小さかった。したがって、政府側勢

108 David Richards, "Sierra Leone: 'Pregnant with Lessons,'" p. 269.

109 Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone*, pp. 64-65.

力地域を安定的に確保する上では、UNAMSIL の規模が非常に重要となっていた。5 月危機以降、攻撃を受けた場合に UNAMSIL は強硬に反撃するようになったが、これは受動的な武力行使ではあるものの、地域の確保という観点からは必要な機能であった。すなわち、支配地域拡大という RUF の目的を拒否する形で、UNAMSIL は RUF にその目的を放棄させるための圧力の一角を形成していたと理解することができる。

ただその一方、RUF に対して停戦と武装解除を受け入れさせるには、UNAMSIL の受動的な軍事力の使用だけでは不十分であったことも指摘できる。というのは、RUF は東部のダイヤモンド産出地帯を含む多くの地域を支配下に置いており、仮に UNAMSIL によってさらなる勢力拡大を阻止されていたとしても、ダイヤモンドという収入源と隣国リベリアのテラーからの支援が存在している限り、「勝てはしないが負けることもない」という状況にあったと思われるからである。すなわち、RUF はシエラレオネ国土の一定地域支配という現状を維持することが可能であり、停戦合意と武装解除という現状変更を RUF に受け入れさせるためには、「このままでは負ける」という認識を RUF 側に持たせる必要があった。

安保理決議 1313 以後、UNAMSIL はシエラレオネ政府の権威の拡張という目的を帯びていたが、武力行使によって政府側支配地域を拡大するというアプローチはとっていなかった。アブジャ和平合意で RUF がその支配地域への UNAMSIL の展開に同意しながら、その後実際には展開を拒否した際にも、UNAMSIL は妨害を實力で排除することはなかった¹¹⁰。すなわち、UNAMSIL は RUF 側支配地域を縮小し、政府側支配地域を拡張するという現状変更のためには武力を行使しておらず、RUF は UNAMSIL の行動からは、自身の支配地域を喪失する恐れを感じ取っていなかったと考えられる。

このように考えると、RUF に対して停戦や武装解除という現状変更を受け入れさせるためには、5 月危機後に UNAMSIL が発揮していた受動的な軍事力行使だけでは圧力が不十分であったと思われる。英軍の活動や、本稿ではあまり深く考察しなかったギニアとの戦闘、ダイヤモンドの取り締まり強化といった他の圧力がなければ、停戦と武装解除に応じるよう RUF を追い込んでいくことは困難であったといえるであろう。

このように、RUF に対する全体としての強要の中での UNAMSIL および英軍による役割を考察してみると、両者とも RUF に対する圧力に貢献していたと考えられる。UNAMSIL については主に受動的な軍事力の使用によって RUF の勝利を阻止するという役割を果たしており、英軍については RUF の勝利阻止に加え、RUF に停戦と武装解除という現状変更を受け入れさせるための能動的な圧力でもより大きな役割を果たしていたと考えることができる。

110 Dorman, *Blair's Successful War*, p. 121.

本項の初めで述べたとおり、RUFの姿勢の変化には本稿で考察したUNAMSILおよび英軍の行動以外の圧力も関係している。RUFに対する停戦と武装解除の強要の成功をより全体的に理解するためには、こうした他の圧力についても考察に含めることが不可欠である。上記の点も含め、シエラレオネの事例を全体としての強要の観点からさらに分析していくことについては、今後の課題としたい。

結びにかえて

本稿では、近年の平和作戦においては物理的強制力として軍事力が用いられるようになってきたとの認識の下、そうした平和作戦の一つであるシエラレオネにおける平和作戦を事例として取り上げ、UNAMSILと英軍がどのような形で軍事力を用いていたのかを跡付けると共に分析を加えた。軍事力の物理的強制力としての機能は、抑止、防御、強要、攻撃の4つに分類できるが、前二者は現状維持を目的とする受動的な性格をもち、後二者は現状を変更する能動的な性格をもち、シエラレオネでの平和作戦においては、UNAMSIL・英軍の両者とも受動・能動双方の形態で軍事力を用いていた。UNAMSILについては、能動的な圧力はそれほど多くはなかったものの、抑止や防御といった軍事力の受動的な機能を通じてRUFの支配地域拡大を阻止する形で、RUFに対する軍事的圧力に貢献していたと評価することができる。一方の英軍については特に、示威行動の圧力や戦闘で相手を打倒した場合の波及効果、SLAの育成を通じた間接的圧力などを踏まえると、能動的な機能への貢献がより大きかったと評価できる。

シエラレオネの事例では最終的にRUFに停戦と武装解除を受諾させることができたものの、一時はRUFの攻撃によりUNAMSILは崩壊の危機に陥った。その後英軍の介入を受けて、UNAMSILは態勢を立て直すことができたが、本来であれば最初から最低限受動的な形で軍事力を物理的強制力として用いる備えが必要だったであろう。

また英軍についても、大規模な兵員を展開し、直接RUFを打倒するだけの余裕は持ち合わせていなかった。シエラレオネの事例のように、今日の平和作戦においてはPKO部隊が危機に陥った場合に、安定を回復するために先進国の軍が多国籍軍や単独で介入することが多くなっている。しかし、その活動は範囲や期間を限定したものであることも多い。単純に紛争当事者を打倒するというオプションは容易に選択できるものではないといえる。

本稿では深く考察することができなかったが、完全に打倒することが困難な紛争当事者にどのように影響を与え、その姿勢を変えていくのか、すなわち全体としての強要をいかに成功裏に実践していくのが、今後の平和作戦における軍事力の使い方考える上で重要

となるであろう。シエラレオネの事例を全体としての強要の観点からさらに分析すると共に、軍事力が物理的強制力としての機能を発揮した他の平和作戦の事例とも比較分析することで、この点に関する知見を積み上げていくことが求められる。

(おおにしけん 政策研究部グローバル安全保障研究室教官)